

日本の児童虐待対応法制度において被虐待児の参加権はどう保障されるべきか

—被虐待児の主観からの検討—

○ 慶應義塾大学 氏名 根岸 弓 (会員番号 8266)

キーワード3つ：児童虐待，子どもの権利，インタビュー調査

1. 研究目的

本研究の目的は、日本の児童虐待対応法制度において、被虐待児の参加権がどう保障されるべきかを明らかにすることにある。

日本の児童虐待対応法制度は、他国に比べ、当事者参加の機会が限定的であることが指摘されている（根岸 2015）。ただし、これは日本の当該法制度が「当事者参加の機会が限定的である特徴を持つ」ことを指摘したにすぎず、当事者、特に被虐待児にとって、参加の機会が限定されていることがその福祉に資するか否かは、未だ十分に明らかにされていない。

周知のとおり、アメリカを除く世界の児童福祉政策の指針である子どもの権利条約は、子どもの意見表明権を中心とする子どもの市民的権利を確立した点で大きく評価されてきた（例えば、世取山 2003）。子どもの意見表明権は、今日では「参加」との概念に発展し（CRC 2009:par.3）、権利条約の4つの柱の1つとして特に保障が求められている。ところが、子どもの権利委員会の「一般的意見 12号」には、子どもが被虐待など犯罪の被害者である場合には、締約国は、意見表明権の無分別な実践がもたらす否定的側面を認識しなければならない、と明記されている（ibid:par.21）。この一文は、意見を聞かれる子どもの権利は非言語コミュニケーションの形態を含めあらゆる手段を用いて積極的に保障すべき（ibid:par.10,12）とする他の文言と、明らかに異なるものである。

このような注意喚起の下、欧米では児童虐待対応における被虐待児の参加について、少しずつ調査が始められている。例えば、Mudaly ら（2006）はアメリカの被虐待児に、Rasmusson（2011）はスウェーデンの被虐待児に対しインタビューをおこない、参加に対する被虐待児の主観的評価を聞きとっている。これらによれば、児童虐待対応において、被虐待児は参加を概ね肯定的に経験しており、逆に、参加が制限されることは否定的に経験されている。

では、日本の虐待対応法制度において、被虐待児の参加権は保障されるべきなのか。また、もし保障されるべきならば、「無分別な実践がもたらす否定的側面を認識」するとき、どのように参加権を保障することが求められるのか。これらの点について、管見の限り先行研究はみられず、十分に回答が得られているとは言い難い。そこで、本研究ではこれらの問いに対し回答の一つを提示することを研究目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究の研究方法には、被虐待児および子ども期に被虐待経験のある成人へのインタビュー調査を採用する。なぜなら、第1に、当事者固有の経験があるため、第2に、日本では制度の対象たる被虐待児による制度評価はほとんどおこなわれていないが、社会福祉の制度であれば当事者による福祉の評価は不可欠と考えるためである。なお、インタビュー調査は、機縁法に基づき、半構造化面接の方法で2016年1月から同年5月の間に実施した。

3. 倫理的配慮

本調査は、日本社会福祉学会研究倫理指針および首都大学東京研究安全倫理規定に基づき、首都大学東京研究安全倫理委員会の審査を経て実施している。

4. 研究結果

インタビューでは、まず、措置計画は「自分の生きる道である」と語られた。同時に、それが被介入対象であることも、元／現被虐待児（以下、被虐待児）には認識されていた。

こうした前提に立ちながら、支援者による参加の制限は否定的に経験されていたが、初めて経験する場で「説明を受けても分からない」状態に置かれている被虐待児にとっては、常に自らが判断するような積極的な参加が望まれているわけでもなかった。被虐待児は危害を受ける可能性の多寡によって同意の判断をするため、非被虐待児とは異なる意味で同意を経験していた。また、制度をよく知る信頼している大人に判断を委ねたり、時には将来の福祉のために、現在の自らの決定を支援者から強く否定されることも望まれていた。

5. 考察

被虐待児の同意に関する側面は、児童虐待対応が侵害原理に基づき行われる必要のあることを示している。しかし、参加の制限に対する否定的経験からは、侵害原理のみでの制度構成は被虐待児の福祉には適わないことを示している。つまり、日本の児童虐待対応法制度においても、被虐待児の主体的な権利である参加権は保障する必要があると結論づけられる。一方で、被虐待児が自らの裁量で参加から降りることのできる「緩やかな参加」も望まれている。ここから、保護と参加を両立させる、いくつかの具体的な法規定が提案できる。

- 【参考文献】 Committee on the Rights of the Child, 2009, *General Comment No.12*, United Nations.
Mudaly, Neerosh, Goddard, Chris, 2006, *The Truth is Longer than a Lie: Children's Experiences of Abuse and Professional Interventions*, Jessica Kingsley Publishers.
根岸弓, 2015, 「児童虐待対応制度の評価指標の構築と経験的適用の国際比較からみえる日本の制度的特徴」, 『社会福祉学』 56(3), 29-43.
Rasmusson, Bodil, 2011, Children's Advocacy Centers (Barnahus) in Sweden: Experiences of Children and Parents. *Child Indicators Research*, 4, 301-321.
世取山洋介, 2003, 「子どもの意見表明権の Vygotsky 心理学に基づく存在論的正当化とその法的含意」, 『法政理論』 36(1), 123-77.